
企業の対応措置と紛争鉱物の情報開示に関する FAQ（仮訳）

質問 1：紛争鉱物とは何ですか。

回答 1：現時点で、「紛争鉱物」はスズ石、コルタン、鉄マンガン重石のそれぞれの派生物である錫、タンタルおよびタングステン、並びに金です。下流企業では、多くの場合鉱物の派生物を 3TG と呼んでいます。

注：紛争鉱物は DRC を含む世界中の様々な地域で採掘できます。SEC 規則では、どこで採掘されたものであっても、3TG の金属を「紛争鉱物」と定義しています。例えば、カナダ、ロシアまたはアルゼンチンで採掘された錫もこの定義に該当します。SEC 規則では、DRC コンフリクト・フリーを、採掘され、対象国の武装勢力に直接的または間接的に寄与しなかった鉱物、と定義しています。従って、カナダで採掘された錫は SEC 規則の定義の下では DRC コンフリクト・フリーと考えられるでしょう。

質問 2：紛争鉱物の調査において、サプライヤーに彼らの製品がコンフリクト・フリーであることの保証を求め、そうでない場合に損害賠償責任を課すことは適切ですか。もし適切でない場合は、製品がコンフリクト・フリーであることを、どのように確認できますか。

回答 2：サプライヤーの製品がコンフリクト・フリーではない場合に、損害賠償責任を課すことは適切ではありません。紛争鉱物に関する SEC 最終規則¹ では、製造される製品の中に紛争を支援する原料が存在するかについての情報開示を要求していますが、DRC コンフリクト・フリーであることがわからない原料の使用を禁止するものではありません。現在の Conflict-Free Sourcing Initiative のコンフリクト・フリー・スマルター・プログラムの成熟度とサプライチェーンにおける透明性の欠如を考慮すると、保証や損害に関して厳しい契約上の要件を課すことは、現時点では推奨できません。

製造品のサプライヤーが現時点でコンフリクト・フリーを保証する立場にないことは、二つの理由によります。1 つ目に、サプライチェーンの透明性プログラムは、実施の初期の段階であり、自社の製品に含まれるタンタル、錫、タングステンまたは金（3TG）

¹ 連邦官報 Vol.77, 56,274 (2012 年 9 月 12 日) (連邦規則集 17 の パート 240 と 249b で成文化される)は、2010 年 Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act の 1502 条、公法 No. 111-203、1502 条、124 Stat. 1376, 2213-18 (2010) (合衆国法典 15 編 78 m(p)節の関連部分において成文化)に基づいて公表された。

の全ての製錬所または精製所（SOR）を特定するための十分な情報を自社のサプライチェーンから得ているサプライヤーは、殆ど無いか皆無であると予想されます。サプライヤーから供給される製品がコンフリクト・フリーであることを確認するためには、製品に使用される4つの対象鉱物²の全ての製錬所または精製所を、製錬所から始まる全てのサプライヤーの協力によって特定しなければなりません。2つ目に、もしサプライヤーがサプライチェーン上の全てのSORを特定できたとしても、コンフリクト・フリー・スマルター（CFS）プログラムまたは相互認証された監査プログラム³によって認証されたSORは、まだ一部しかありません。相互認証協定の下、それらの（相互認証された）プログラムで監査された金の精製所はCFSIのリストにも掲載されます。従って、社会的責任のある製造品サプライヤーが、適切に設計された紛争鉱物プログラムを行なったとしても、コンフリクト・フリーの保証を行なうことは極めて困難です。

もし、このような状況下でサプライヤーに保証の提供や損害賠償責任を負うことを求めると、DRC及び周辺国⁴からの調達回避につながりかねず、調査自体を拒否するサプライヤーも出てくるでしょう。紛争鉱物調査を円滑に進めるためには、製造品サプライヤーに対する契約義務は調査協力や報告に限定すべきでしょう。

この状況は、企業が直接調達している製錬所または精製所に関しては、いくらか異なります。企業が直接取引関係のあるSORに、コンフリクト・フリー・スマルター・プログラムの監査や他の相互認証監査プログラムに基づいて行われる鉱石の原産地監査を受けるよう求めることや、予定がつき次第このような監査を受けるという確約を求めることは妥当です。企業が直接取引関係のあるSORに、コンフリクト・フリーとして証明されるためにこのような監査に合格すること、監査に失敗した場合、適切な期間内にプロセスの欠陥を修正するための積極的な計画を策定・実施するよう求めることも妥当です。

質問 3：紛争鉱物の調査では、CFSIの紛争鉱物報告テンプレート(CMRT)やそれと同等の調査票を使用した調査だけが受け入れられるのでしょうか。それとも、サプライヤーから、製品にはDRCまたは周辺国（対象国）原産の紛争鉱物が含まれていないという宣言書や証明書も提出してもらうことも可能でしょうか。

² 対象鉱物は、タンタル、錫、タングステンおよび金

³ 相互認証監査プログラムには、現時点で、London Bullion Market Association (LBMA) の Good Delivery program と Responsible Jewellery Council (RJC) の Chain-of-Custody Certification がある。

⁴ 周辺国とはコンゴ民主共和国と国境を共有する国々である。これらの国は9カ国ある。アンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダおよびザンビア。

回答 3：製品が DRC または周辺国産（対象国）の鉱物を含んでいないことを決定するために、合理的な原産国調査（RCOI）や適切なデューデリジェンスが実施されたことを示すには、全ての対象鉱物の製錬所または精製所（SOR）を特定し、さらにその SOR で使用された鉱石や原料の出所を特定する必要があると思われます。SOR よりサプライチェーンの下流にある企業にとって、このような情報を入手するのは困難であり、そのことが原料の原産国の特定を難しくしています。また、対象国以外の原料を求めることは、事実上の禁輸措置につながる恐れがあります（詳細は質問 7 を参照）。

対象国の武装勢力に資金や利益を供与している鉱物が製品に含まれていないことを示すためには、上記に加え、特定された全ての製錬所や精製所がコンフリクト・フリー・スマルター・プログラムまたは相互認証された他の監査プログラムによって認証されていなければなりません。（質問 1 参照）。

つまり、SOR よりサプライチェーンの下流にある企業が不使用証明書を取得したとしても、SOR が特定されていなければ、十分なデューデリジェンスとは見做されないかも知れません。また、サプライヤーに対して不使用宣言書などの書面の提出を強要することは、DRC 産品の事実上のボイコットを奨励してしまう恐れもあります。

従って、CFSI 紛争鉱物報告テンプレートやそれと同等の調査票を使用して、製錬所や精製所を特定することを推奨します。

質問 4：紛争鉱物のデューデリジェンスのため、サプライヤーを監査しなければなりませんか。

回答 4：その必要はありません。SEC の紛争鉱物に関する最終規則や OECD デューデリジェンスガイダンスに基づき求められるデューデリジェンスのレベルの決定は企業に委ねられています。最終規則とガイダンスでは、企業がその規模やサプライチェーン上の位置に応じて、その取り組みやデューデリジェンスのレベルを柔軟に決定することを認めています。OECD ガイダンスも SEC 最終規則もサプライヤーに対する監査を明確には求めていません。OECD で推奨されている唯一の監査は SOR に対する監査であり、SEC により求められている唯一の監査は企業の紛争鉱物報告書に対する監査です。OECD では SOR 監査を実施するためにコンフリクト・フリー・スマルター（CFS）プログラムのような業界開発プログラムの利用を推奨しています。したがって、CFS プログラムやそれと同等の業界横断的な SOR の監査プログラムを利用する企業は、それ以上のサプライヤーの監査を行う必要はありません。もし、企業のデューデリジェンスのプロセスとして、（Dodd-Frank や OECD ガイダンスの要件となっていない）サプライヤー監査の実施を必要とするのであれば、監査基準を明確に定義すべきです。

質問 5：紛争鉱物の調査において、CFSI の紛争鉱物報告テンプレート（CMRT）を使わず、独自フォームで実施したいと考えます。そのようなことは推奨されますか。

回答 5：いいえ。CFSI は、CMRT を用いた紛争鉱物の調査を推奨しています。調査では、対象となるすべてのサプライチェーンに亘った情報共有の促進を行なうため、十分な調査時間と、プロセスを容易にする共通のツールが必要です。さらに、共通のデータ交換方法を用いれば、関連する全企業の正確性が高まり、管理上の負担が低減されるでしょう。もし独自フォームを使う場合は、CMRT での回答提出が許可されるように構成することをお勧めします。そうすれば、貴社は、独自のデータ設定に変換することが可能になります。

CMRT に関する追加情報は、こちらで入手できます。：

<http://www.conflictreesmelter.org/faqs.htm>

また調査途中で追加調査を依頼することは、貴社のサプライチェーン上の企業に対応のための追加的業務を義務付けることになり、調査対応負荷とコストを増大させますので避けるべきです。止むを得ず追加調査が必要になった場合は、サプライヤーの対応負荷、実施時期などを十分に配慮することをお勧めします。

CMRT の追加情報は、<http://www.conflictreesmelter.org/faqs.htm> で閲覧することができます。

質問 6：短期間で紛争鉱物の調査を完了したいと思いますが、短い納期で回答をいただくことは可能でしょうか。

回答 6：状況によります。調査回答に要する時間は、貴社と製錬所または精製所（SOR）の間のサプライチェーンの階層の数、および、透明性システムの成熟度により異なります。例えば、紛争鉱物報告テンプレート（CMRT）が多くの業界の異なる階層のサプライチェーンにわたって配布されるにつれ、透明性とタイミングが改善されるでしょう。サプライチェーンが複雑になるほど、対応により多くの時間を配分しなければなりません。

質問 7：紛争鉱物調査には手間と費用がかかります。自社がサプライヤーに対象国から原料を購入しないよう要求することは勧められますか。

回答 7：いいえ。対象国における合法的な事業活動の中止は川下企業のリスクを増大させかねません。また、地域経済に打撃を与え人々の生計を奪うため、地域住民にも損害が及ぶことになります。

米国 Dodd-Frank 法 1502 条および SEC 最終規則の趣旨は情報開示であり、使用禁止ではありません。さらに、紛争鉱物問題に取り組んでいる NGO も対象国との取引全体を否定しないよう産業界に呼びかけています。CFS プログラムや CMRT は対象国からの紛争とかわりのない原料の調達を認めるように開発されています。これは Conflict-Free Sourcing Initiative の柱の 1 つです。

質問 8：紛争鉱物に関する調査の進捗状況を把握するため、サプライヤーにいつ全ての製錬所または精製所（SOR）情報を開示できるのかについて明確に求めることは、適切ですか。

回答 8：現段階では全てのサプライヤーから十分な協力を得られない場合があります。場合によっては、サプライヤーが SOR を特定できる時期をコミットすることに消極的かもしれません。サプライヤーが自らのサプライチェーンへの調査を円滑に実施するために、実施困難と思われる要求は避けることを推奨します。情報収集を円滑にするために、CFS プログラムと紛争鉱物報告テンプレート（CMRT）は、全ての業界に共通のプラットフォームと規格を提供しています。さらに OECD と SEC のいずれも、情報は時間が経つにつれて改善されると考えています。従って、企業は、データは今後改善されるということを理解し、これまでに受け取った関連情報を安心して共有するべきです。

質問 9：SEC 最終規則と OECD デューデリジェンスガイダンスは、誰に適用されますか。

回答 9：SEC 最終規則は、米国証券取引法セクション 13(a)28 または 15(d)の下で報告書を提出する発行人に適用されます。OECD デューデリジェンスガイダンスは、紛争の影響を受け、リスクの高い地域からの鉱物や金属を調達する可能性のある会社が使用するための拘束義務のない勧告書です。

質問 10：合理的な原産国調査（RCOI）を完了させるためには、全てのサプライヤーからの情報が必要ですか。

回答 10：SEC 最終規則は、発行人の RCOI は合理的に設計されなければならないと要求しています。企業の RCOI は、発行人の規模、製品、サプライヤーとの関係や他の要因によって様々です。対象国原産、もしくは原産の可能性のある紛争鉱物の存在を示す警告サインやその他の状況を無視しない限り、発行人は全てのサプライヤーからの説明を受け取る必要はありません。

質問 11 : 当社はどうすれば紛争鉱物問題の取組みにより深くかかわることができますか。

回答 11 : Conflict-Free Sourcing Initiative または他の同様な業界イニシアチブへ参加するのが一番役に立つ方法です。CFSI は紛争鉱物問題に取り組む企業にとって、最も利用され尊重されているリソースのひとつです。コンフリクト・フリーの製錬所や精製所の情報、調達情報を集める共通ツール、紛争鉱物に取り組むベストプラクティスの情報交換のための会議を提供します。これらのリソースは、企業の責任ある鉱物調達を支援し、企業が Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act 1502 条による新たな法的要求事項を遵守するための重要な鍵となります。

【本資料の利用上のご注意】

本資料は、CFSI の Web に掲載された Frequently Asked Questions on Company Assurance and Conflict Minerals Disclosure を仮訳したものです。その正確性、安全性、有用性、特定目的への適合性などいかなる保証を行うものではありません。利用者が本資料を利用して被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。